

仕様書

1 委託件名

高年者デイサービス運行送迎業務委託（単価契約）

2 委託場所

草加市谷塚上町704番地3

草加市在宅福祉センターきくの里

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。（ただし、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までの6休館日並びに施設が指定した休館日を除く。）

4 積算方法

1時間当たりの契約単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を見積ること。

5 支払方法

業務完了後（月払い）

6 業務内容

(1) 委託日数

307日

(2) 委託時間

午前8時15分から午後5時15分までの間の3時間30分を基本とし、業務の延長もある。

(3) 社会福祉法人草加市社会福祉事業団の福祉車両（3台）による高年者デイサービスセンター利用者の送迎輸送及び必要に応じ、甲が指定した業務にすること。

(4) 乗降時の安全確認

運行車両の乗車、降車の際は利用者の安全確保を徹底し、速やかに行われるよう担当職員に協力し、シルバーカー、車椅子等の積み込みを行うものとする。

(5) 走行中の安全確保

走行中の安全確保の徹底と利用者に対する安全確保のため、急加速、急ブ

レーキ、段差、悪路の走行時の衝撃等は、やむを得ない状況を除いて極力避けなければならない。

(6) 車両の安全確保と清掃

業務開始前に輸送車両の点検と清掃を行い、万全な車両の保守に努めなければならない。

(7) 事故発生時の処置

送迎輸送の業務中、万一交通事故その他緊急事態が発生したときは、添乗職員と共に直ちに適切な処置を講ずるとともに、関係者に通報しなければならない。

(8) 経路、時間等の確認

車両の運行経路は、あらかじめ甲から指示された場所の確認と所要時間の調査をし、報告しなければならない。

(9) 運行記録表

指定された運行報告書に所要事項を記入し、確認印を受けるものとする。

(10) 任意保険

対人賠償無制限、対物賠償無制限、人身障害3,000万円、搭乗者傷害1,000万円、車両保険に加入しなければならない。

(11) その他

その他送迎輸送業務等の必要事項について、その都度甲と協議のうえ実施するものとする。

7 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に對してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴

力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

8 問い合わせ先

草加市在宅福祉センターきくの里 高年者デイサービスセンター

担当：横山

電話：048（929）3611

仕様書

1 委託件名

生きいき元気サロン運行送迎業務委託（単価契約）

2 委託場所

草加市谷塚上町704番地3

草加市在宅福祉センターきくの里

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の水曜日（ただし、12月29日から翌年1月3日までの6休館日及び施設が指定した休日を除く。）

4 積算方法

1時間当たりの契約単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を見積ること。

5 支払方法

業務完了後（月払い）

6 業務内容

(1) 委託日数

50日

(2) 委託時間

施設の指定した送迎の2時間を基本とし、業務の延長もある。

(3) 社会福祉法人草加市社会福祉事業団の福祉車両（2台）による生きいき元気サロン利用者利用者の送迎輸送及び必要に応じ、甲が指定した業務に関する事。

(4) 乗降時の安全確認

運行車両の乗車、降車の際は利用者の安全確保を徹底し、速やかに行われるよう担当職員に協力し、シルバーカー、車椅子等の積み込みを行うものとする。

(5) 走行中の安全確保

走行中の安全確保の徹底と利用者に対する安全確保のため、急加速、急ブレーキ、段差、悪路の走行時の衝撃等は、やむを得ない状況を除いて極力避けなければならない。

(6) 車両の安全確保と清掃

業務開始前に輸送車両の点検と清掃を行い、万全な車両の保守に努めなければならない。

(7) 事故発生時の処置

送迎輸送の業務中、万一交通事故その他緊急事態が発生したときは、添乗職員と共に直ちに適切な処置を講ずるとともに、関係者に通報しなければならない。

(8) 経路、時間等の確認

車両の運行経路は、あらかじめ甲から指示された場所の確認と所要時間の調査をし、報告しなければならない。

(9) 運行記録表

指定された運行報告書に所要事項を記入し、確認印を受けるものとする。

(10) 任意保険

対人賠償無制限、対物賠償無制限、人身障害3,000万円、搭乗者傷害1,000万円、車両保険に加入しなければならない。

(11) その他

その他送迎輸送業務等の必要事項について、その都度甲と協議のうえ実施するものとする。

7 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に對してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。

(3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。

(4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

8 問い合わせ先

草加市在宅福祉センターきくの里 高年者デイサービスセンター

担当：横山

電話：048（929）3611